次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

| 補助金等の名称 | 種類 | 構造又は用途 | 細目 | 処分制限期間 |
|---|---|---|---|---|
| 子どものための教育・保育給付費補助金<br>子ども・子育て支援推進費補助金<br>子どものための教育・保育給付費負担金<br>仕事・子育て両立支援事業費補助金<br>子ども・子育て支援交付金<br>子ども・子育て支援整備交付金 | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

改正前

別表

| 補助金等の名称 | 種類 | 構造又は用途 | 細目 | 処分制限期間 |
|---|---|---|---|---|
| 子どものための教育・保育給付費補助金<br>子どものための教育・保育事業費補助金<br>子どものための教育・保育給付費負担金<br>仕事・子育て両立支援事業費補助金<br>子ども・子育て支援交付金<br>子ども・子育て支援整備交付金 | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

備考　表中「〃」の記載は注記である。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

2　平成二十八年度以前の補助金等で平成二十九年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

**○内閣府告示第三千五十九号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務（平成二十七年内閣府告示第二百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十八年度以前の年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務（平成二十九年度以降の年度に繰り越された補助金等の交付に関するものを除く。）については、なお従前の例による。

平成二十九年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定のように改め、改正前欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

| 補助金等の名称 | 事務を行う都道府県 | 都道府県が行う事務の内容 |
|---|---|---|
| （項）子ども・子育て支援推進費<br>（目）子どものための教育・保育給付費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第 | ［略］ | ［略］ |

改正前

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

| 補助金等の名称 | 事務を行う都道府県 | 都道府県が行う事務の内容 |
|---|---|---|
| （項）子どものための教育・保育給付<br>（目）子どものための教育・保育給付費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第 | ［同上］ | ［同上］ |